

定 款

一般社団法人 アウトドアソリューション
(Outdoor - Solution)

目次

| | |
|-----|-----------|
| 第1章 | 総則 |
| 第2章 | 社員 |
| 第3章 | 社員総会 |
| 第4章 | 役員 |
| 第5章 | 基金 |
| 第6章 | 計算 |
| 第7章 | 定款の変更及び解散 |
| 第8章 | 附則 |

一般社団法人 アウトドアソリューション 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人アウトドアソリューションと称する。

2 当法人の英文における表示は、Outdoor - Solution とする。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を新潟県妙高市に置く。

2 当法人は、社員総会の決議により、従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

(目的)

第3条 当法人は、自然体験活動及び野外教育活動を通じて、厳しい現代社会を逞しく生き抜く人材を育成し、現代社会の諸課題を解決し、よりよい次世代への社会変革を目的とする。その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 自然体験及び野外教育プログラムの企画制作
- (2) 自然体験及び野外教育プログラムの実施運営
- (3) 自然体験及び野外教育プログラムの指導者養成及び指導者派遣
- (4) 前各号の主旨を持つ諸団体の業務請負
- (5) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告)

第4条 当法人の広告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の社員として入社しようとする者は、別に定めるところにより申し込み、代表理事の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1ヶ月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第8条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員の資格喪失)

第9条 社員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 1年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。

(社員資格喪失に伴う権利及び義務)

第10条 社員がその資格を喪失したときは、当法人に対する社員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、社員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(種別)

第11条 当法人の社員総会は、定時社員総会と臨時社員総会の2種とする。

(開催)

第12条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 13 条 社員総会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

- 2 総社員の 5 分の 1 以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(招集通知)

第 14 条 社員総会の招集通知は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、社員に対し、会日の 5 日前までに発する。

(議長)

第 15 条 社員総会の議長は、代表理事がこれにあたる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において、出席した社員の中から議長を選出する。

(決議)

第 16 条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の 3 分の 1 以上を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別決議として、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び合併
- (5) その他法令で定めた事項

(代理)

第 17 条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(決議及び報告の省略)

第 18 条 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

- 2 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意

思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 19 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

第 4 章 役員

(理事の設置)

第 20 条 当法人の理事は 2 名以上とする。

2 理事のうちから、代表理事 1 名を定める。

(選任)

第 21 条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(理事の職務権限)

第 22 条 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。

2 理事は、当法人の業務を執行する。

(任期)

第 23 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の集結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(報酬)

第 24 条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

第 5 章 基金

(基金の募集)

第 25 条 当法人は、社員総会の決議により、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第 26 条 基金は、当法人の解散のときまでこれを返還しない。

(基金の返還の手続き)

第 27 条 基金の拠出者に対する返還は、定時社員総会が決定したところに従って行う。

第 6 章 計算

(事業年度)

第 28 条 当法人の事業年度は、毎年 11 月 1 日から翌年 10 月末日までの年 1 期とする。

(事業報告及び収支決算)

第 29 条 当法人の事業報告及び収支決算については、毎事業年度終了後、代表理事が当該事業年度に関する次の書類を作成し、定時社員総会に提出し又は提供しなければならない。

- (1) 事業報告及びその附属明細書
 - (2) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書
- 2 事業報告については、代表理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。
 - 3 貸借対照表及び損益計算書については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

第 7 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 30 条 本定款は、社員総会の特別決議をもって変更することができる。

(解散)

第 31 条 当法人は、次の事由によって解散する。

- (1) 社員総会の特別決議
- (2) 社員が欠けたこと。
- (3) 合併（合併によって当法人が消滅する場合に限る。）
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) その他法令で定める事由

第 8 章 附則

(設立時役員)

第 32 条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事 大澤実

設立時理事 大澤友紀子

設立時代表理事 大澤実

(設立時社員)

第 33 条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

新潟県妙高市大字坂口新田 645 番地

設立時社員 大澤実

新潟県妙高市大字坂口新田 645 番地

設立時社員 大澤友紀子

(法令の準拠)

第 34 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

以上、一般社団法人アウトドアソリューション設立のためにこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成 25 年 9 月 26 日

設立時社員 大澤実

設立時社員 大澤友紀子